

# 社会福祉法人大樹福祉会 役員等報酬等支払規程

(目的)

第1条 この支払規程は、社会福祉法人大樹福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、報酬として支1日10,000円を給する。なお、理事から実費の請求があった場合は実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会に出席したときは、次の報酬を支払うものとする。なお、監事が外部委託の会計会社の社員としての身分の場合は、同会計会社への報酬とは別に理事会出席報酬として、同会計会社に次の報酬を支払うものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償
理事会出席報酬等	10,000円	請求があった場合の金額

3 評議員が評議員会に出席したときは、1日10,000円を報酬として支給する。なお、評議員から実費弁済の請求があった場合は、実費を支払うことができる。なお、評議員会に理事が出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償
評議員会出席報酬等	10,000円	請求があった場合の金額

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員と兼務がない場合に限る。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業

務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事、評議員が職員と兼務がない場合に限る。

- 4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実費として支出する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用する。

#### (報酬等の支給日)

第7条 役員の報酬が発生した場合は、必要の都度、支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

- 第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公 表)

第9条 この法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和元年 7 月 12 日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	20,000円	実費	
業 務 執 行 理 事 報 酬 等 (日額)	10,000円	実費	職員との兼務 がない場合
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円	実費	職員との兼務 がない場合
監 事 監 査 指 導 報 酬 等	30,000円	実費	会社契約時